

俱楽部たより

2011.1

つるま法律俱楽部

卯 〔意味〕 「馬具のくつわかがみ」 〔借用〕 ①う。十二支の第四番めで動物のうさぎにあてられる。時刻では、午前五時から七時まで。方位では東。月では陰曆一月②わが国では、陰曆四月。
〔字形〕 馬が口中に含む鉄（銜）の口外の両側に出てるもの、すなわち「鍛」（くつわかがみ）の象形字。
〔字義〕 「鍛」（くつわかがみ）、すなわち銜を口外で両側から挟む金具。
〔借用〕 十二支の第四番めに借用されて「う」（兔）として用いられる。



259
〔卯〕⁵ 〔説文〕 ボウ(バウ)(◎)

書 安田 順子

初春のひよこも
安心して暮らせる
竹と木と共に

「みんなが笑って暮らせる日をねがつて」
二〇一〇年は韓国併合一〇〇年の年でした。メディアで話題になるたびに仲野先生が居らしたらわたし達にどんなメッセージを発信されたでしょうか。

昨年、NHKで放映された龍馬伝で、わしは、「みんなが幸せい、笑って暮らせる国をつくるぜよ！」と龍馬が語り、武力でなく話し合いで物事を解決するために龍馬が奔走する姿が映しだされました。龍馬に続く日本の思想家に中江兆民そして石川啄木と言われ、啄木は、韓国併合の年に「地図の上朝鮮国に黒々と墨をぬりつつ秋風を開く」とメディアを通じて批判しました。

今、日本国内には戦後六五年経てなお、東京二三区の一・六倍の土地を米軍に基地提供し、駐留経費三六〇〇億円を投資しています。明日に命をつなぐために派遣村に失業者やホームレスの人が訪れ、二〇歳～二四歳までの男女の死因の一位は「自殺」、自分を孤独だと感じている五歳児の国際比較OECDの平均が七・四%、日本の子どもは二九・八%。この国の異常を表す様々なデーターが生きづらさを語っています。

一九六一年に岩手県の豪雪地帯、陸の孤島と言われた沢内村では乳児死亡率ゼロに挑戦し達成しています。その前の一九六〇年には六五歳以上の高齢者に国保の一〇割給付を断行しました。深沢まさ雄町長は「生命村長」と言われ、今も語り継がれています。時代の優れた思想家やリーダーがいのちをかけ、そしてそれを支える人々の営みが、新しい時代へと、人々が暮らしやすい時代へと少しずつすこしづつ進めてくれています。

沖縄の美しい海に爆音の音から静けさを、富士山が砲弾の痛みと悲しみから笑顔を取り戻すまでにはどれくらいかかるでしょうか？いつの時代も希望と信念から変化が生み出されていくように思います。ゆるぎない希望と信念をもち生きていただきたいと思っています。

始めは処女の如く 後は脱兎の如し 孫子の兵法より
ウサギは亀に負けるという油断の代名詞のように言われているが、中国齊(セイ)の時代(AD四七九)孫武(そんぶ)が著した「孫子の兵法」(中国最古の兵法書)のうち奇襲戦法を説明した表現の中のことばである。今年チャンスが来たときは、脱兎の如くその機を逃さず掴み取ってください。最良の年になりますようお祈り申し上げます。

長束 有峰



水谷 瞳子

平和のつどい

9月18日 第4回昭和区平和のつどいが開催されました。今年は、年越し派遣村村長の湯浅誠さんによる『反貧困 全員参加型社会にむけて』という演題での講演でした。女性・高齢者・失業者・障害者、それぞれの方の個性と能力を生かすことのできる社会でなければならぬと訴えておられました。

その他に、倶楽部会員さんや、事務所メンバーの演奏による『50人合唱』もあり、有意義な時間を過ごしました。



講演をする湯浅誠さん

「平安遷都1300年祭と薬師寺」バスツアー

10月3日、参加者45名久しぶりに大型バスを貸し切って日帰り旅行を楽しみました。

午前は、近く解体工事が始まるため見納めとなる薬師寺東塔を中心に。

午後は平城宮跡をひたすら歩き、1300年の歴史に思いを馳せました。



「平和のともしびウォーク」～冬の反戦の日に平和の灯をともす～

年間恒例行事として定着し、5回目を迎えた「平和のともしびウォーク」は、昭和区9条の会など近隣5つの会が共催し、12月8日に行われました。昭和区コースは天神町公園から今池西公園まで。瑞穂区からの参加者と合流してのウォークです。翌12月9日朝日新聞に、「武器輸出禁止3原則の見直しなど、政権が代わっても、日本を戦争へ近づける動きがある。」と感じている。そんな時だからこそ「8月のにっぽんど真ん中祭りのように、名古屋の12月といえば『平和のともしびウォーク』と言われるぐらいまで、催しを育てていきたい」と夢を膨らませている～事務局長舟橋さんのコメントが、大きな写真とともに紹介されました。



刑事案件の基礎知識

弁護士 安井 典高

～裁判員になつたら～

1 昨年の秋の連続法律講座で、表題の法律講座の担当をさせていただきました。

この法律講座を行った頃は、厚生労働省村木局長の無罪判決が出た直後であり、検察官による自白誘導、証拠偽造等が大問題となっていた時期でしたので、主に捜査機関の取調べについて勉強をしました。

警察や検察は、事件の見立てどおりの自白調書を作ろうとします。自白させるために、きつい恫喝をすることもあれば、「そんなことを言っていると、不利になるぞ。認めた方が刑が軽くなる。」等と言って自白誘導をすることもあります。

このような取調べは違法ですが、調書に署名押印をすると、立派な自白調書の出来上がりです。これを後から覆すことは至難の業です。もしも、取調べを受けることになり、事実と異なることが調書に書いてあれば内容の訂正を求めてください。また、納得いかなければ署名押印を拒否してください。「弁護人と相談してから決める。」と言っても結構です。

署名押印は、くれぐれも慎重にする必要があります。

2 講座の後半では、裁判員裁判について勉強をしました。

裁判員裁判については多くの報道もあり、参加者の関心は非常に高く、対象事件が限定されていること、様々な辞退理由があること、日当（上限1万円）が支払われること等は、みんなご存知でした。裁判員裁判は、市民感覚を刑事裁判に導入するという趣旨で始まりましたが、実際、刑の厳罰化傾向がみられます。私は、まだ裁判員裁判事件は未経験ですので、事件がまわってきたら、自分の体験談を後日ご報告させていただきたいと思います。

3 弁護士になって早1年が経ちました。この1年、自分の興味があった消費者事件（未公開株詐欺、先物取引等）の他、各種事件を経験し、急成長できました。一方、交通事故、離婚事件はあまり多くありませんでした。結婚していない者には、離婚事件は頼みにくいということでしょうか。結婚予定は、まだしばらくありませんが…。来年も、事件の難易にかかわらず様々な事件に取り組みたいと思います。また、1年間よろしくお願ひします。

鶴舞総合法律事務所 事務所短信

昨年リニューアルした事務所。相談の方は個室になった相談室で今まで以上にじっくり弁護士と面談、また、立ち寄ってくださる皆様はゆっくりお茶を飲み、おしゃべりをしていただけるようになった気がします。

（ホームページが完成しました。<http://www.tsuruma.net/>）

先日ミニ音楽会「もろびとこぞりて～歌声と共に」を有志の皆様と所員で行いました。今年は月一回の練習定例化を目指しています。楽器を問わずご興味のある方はお問い合わせ下さい。



未来経済の展望

弁護士 小島 高志

昨年の法律俱楽部では「高齢者手助け法」と題してさわりの勉強会を2度行いました。新年のここでは、復習を兼ね、マクロ経済と経営の面から問題提起をしてみます。

人口の推移（総務省資料から）（単位万人）

	年少 0~14	生産年齢 15~64歳	老年 65歳~(75歳~)	総人口
1940(S15)	2,637	4,325	345(89)	7,193
1950(S25)	2,979	5,017	416(106)	8,412
1960(S35)	2,843	6,047	540(163)	9,430
1970(S45)	2,515	7,212	739(221)	10,467
1985(S60)	2,603	8,251	1,247(471)	12,105
1995(H 7)	2,001	*8,717	1,826(717)	12,557
2005(H17)	1,752	8,409	2,567(1,164)	* 12,777
2015(H27)	1,484	7,681	3,378(1,645)	12,543
2025(H37)	1,196	7,096	3,635(2,167)	11,927
2055(H67)	652	4,595	3,643(2,373)	8,993

- * 生産年齢人口のピークは過ぎ、減少を止められない。
- * 総人口もピークを過ぎ減少に転じた。
- * 年少人口（生産予備軍）の回復見込み極小。
- * 働かない（働けない）高齢者が激増。
- * 現在ほぼ4人に1人が老人。
やがて全人口の40%が老人に。

「生産年齢人口が減少」する中で、年少世代は、団塊世代誕生の時期を最大のピークとし団塊ジュニア世代を小ピークとして減少しています。将来の親の減少や出生率の低下がさらに次世代人口の減少をもたらします。他方で老人は激増を続けます。なかでも団塊世代は一層急激な日本の老人化を進め、今後とも日本社会の攪乱要因になるでしょう。

経済的な価値の源泉は人間の労働ですから、生産の担い手が減少を続ければ日本全体が生み出す価値も減少することになります。各国民への配分も少なくなり消費は停滞します。また消費の中心である生産年齢人口（消費年齢人口）の減少も加速要因となって国内商品市場を縮小させます。21世紀に入って、戦後最長の景気といわれた時期でも、国内新車自動車販売台数、小売販売額、貨物総輸送量は減少しました。また老人化経済により、国民の蛋白質、脂肪摂取量も、1人当たり水道使用料も減少しています。

輸出企業の海外進出は、国内生産による付加価値を減らし（産業の空洞化）、企業の内部留保を増すばかりです。老人・富裕層の貯蓄（ストック）は金融資産化し、生産への投資や消費にはなかなか回りません。

企業と老人・富裕層の行き場のないストックは金融市场に流れますが、デリバティブ取引等ゼロサム世界のやりとりでは新たな価値を生むどころか目減りしかねません。

未来のために、国内の全体的賃金水準と消費水準を上げることが急務です。労働組合等に力を与え、制度保障を厚くし、給与アップ、時短、雇用機会の拡大を実現させる必要があります。内需型企業にとって高付加価値商品の開発が大事でしょう。老人層のストックを若年層に移転させるシステムも必要です。年金格差激化の中、年金貴族を廃して生活保護理念による給付体系への集約も不可避でしょう。保育、教育は完全無償化すべきです。

……字数が尽きました。またの機会に続けたいと思います。

ことしもよろしくお願い申し上げます。



小野万里子事務所

雜感～家事調停官の任期を終えて

弁護士 小野 万里子

本年9月末をもって、2期4年の非常勤裁判官（家事調停官）生活を終えました。重責から解放された安堵感と一抹の寂しさとがない交ぜになっています。

1 「当事者はオノマリコを選べない」のだから

家事調停官というのは、平たく言うと、家事調停委員とともに家事調停を担当することを主要任務とします。「民間の」「法律専門家」を裁判所の内部で活用するという注目すべき制度です。

私は、毎金曜日の調停を担当しましたが、その日は帰宅するとヘトヘトの状態でした。当事者は、代理人弁護士は選べますが、裁判所の調停委員会は選べません。当事者は、弁護士のオノマリコがいやなら依頼しなければいいだけですが、家事調停官のオノマリコはどんなにいやでも受け入れざるをえないのです。

それを考えると、いつも「ベストの調停を。そうでなくともせめてベターと思ってもらえる調停を。」と意識せざるをえず、当初の1、2年は一日中緊張感がとけることがありませんでした。

2 心に残る案件

家事調停でしか実質的には解決できない案件というのが、相当数あります。これらがうまく合意に至れたときには、こちらも本当にハッピーな気持ちになれました。

心に残るのは、「A氏（公務員）とB子さんが結婚し、B子さんの父親名義の土地に2世帯住居を新築し同居した。A氏とB子さんの両親の折り合いが悪く、A氏は家を出た。」というどこにでもあるようなケース。法律関係が錯綜し、当事者や関係者の感情的対立も激しく、訴訟でならおそらく10年経っても解決できず、関係者間にさらに憎しみが増幅されたでしょう。調停の最終日、当初の険しい表情はすっかりなくなり深々と頭を下げて裁判所を出て行かれたB子さんの姿が目に焼き付いています。

3 これから

はたして家事調停官としてどれだけ人々の役に立てたのか、と思うと忸怩たるものがあります。やり残したものも多々ありました。

今後は、家事調停官として学んだことを弁護士としての業務に生かし、「やはり家事調停官経験者はひと味違う。」と、良い意味で言っていたいだけの仕事をすることで、御礼奉公をしたいと考えています。

小野万里子法律事務所 事務所短信

法律俱楽部のみなさんと「英会話教室」を始めようと考えています。楽しく英語を身近なものにしたいですね。また外国人相談者とのコミュニケーションのため、あいさつ程度のポルトガル語やアラビア語も学習したいと思っています。



ことしもよろしくお願い申し上げます。

所員一同

法律講座に思う

会員 長谷川 幸造

人の人生の中で、友人にしておくと良いという職業人が3人居る。弁護士・医師・僧侶。生死に関わることを守ってくれる専門職です。つるま法律俱楽部には、ふと立ち寄ったすし屋さんに入会案内があり、活動主旨を一読して即入会しました。

法律が私の生活を守ってくれているので、少しは学習しようと思い、以前、ビジネス法務実務という商工会議所の資格講座を受けに行きました。その講座で民法はファジーな世界で分かりづらいことが分かりました。そこで、この会の分かり易い法律講座には必ず出かけることにしました。他所の講座に比べて質問が多く、裏ワザも聴けるので受講はおススメです。これまでのテーマは幅広く、毎回時間不足となります。質問が多く、先生の説明が丁寧なので時間がかかります。もっと内容を絞り、同テーマを数年かけて扱っては如何か。また、講座は講師の説明だけでなく聴衆参加型で、皆でつくる法律講座に発展すると良いと思います。今後も私の中の期待は大きい！ 次回は「糖尿人のぼやき」というテーマで投稿したいです。

新会員ご紹介

名古屋市昭和区在住 柴田 民雄

今回、鶴舞総合法律事務所さんのWebサイトの制作をお手伝いさせていただいたのが縁で、つるま法律俱楽部に入会させていただきました。

昭和区九条の会、我ら愛す合唱団にも参加させていただいています。

アマチュア演劇サークル「人業（わざ）劇団ひらき座」に入って24年、いつもは作曲、下座演奏などを担当していましたが、今年の自主公演「西遊記」では初めて演出を担当しました。



本業は、パソコンのインストラクター（自営）で、主に愛知教育大学の非常勤講師や派遣講師として大同大学ITパスポート試験対策講座の講師などを行っています。ほっとブックス新栄でパソコン教室の企画と講師をしたこともあります。個人宅を訪問してトラブル解決やWord/Excelなどのレクチャーも行っています。

ぜひ法律俱楽部の皆様のお役に立てる楽しいパソコン講座を企画できたらと思っています。

事務所開設のご案内

みらい保険事務所 仲野 丘人

2010年12月1日より、損保・生保代理店“みらい保険事務所”を法律事務所と同じフロアに開設いたしました。これはひとえにみなさまのご支援、ご指導の賜と感謝しております。これからもみなさまの「いざというときの力」となれるよう備え、安心を提供すべく、最良のプランをご案内いたします。ご要望がございましたら気軽にお声かけください。今後ともご指導のほどよろしくお願ひ申し上げます。

・高齢者の健康保険料について

1割と3割とでは大違い！～高齢者の健康保険

社会保険労務士 小野田理恵子

後期高齢者医療制度に加入している人の医療費の自己負担割合は、人によって1割または3割ですが、この線引きはどうなっているのでしょうか？

第1段階（以下①）として

その世帯の75歳以上の人たち、住民税の課税所得が145万円以上の人たちが1人でもいる場合は、ひとまず3割負担と判定されます。

第2段階（以下②）として

その世帯の75歳以上の人たちの収入の合計額が下記の基準額に満たない場合には、申請することによって、1割負担に変更されます。

- ・その世帯の75歳以上の人たちが、本人のみの場合 → 基準額 383万円
- ・その世帯に本人以外にも75歳以上の人たちがいる場合 → 基準額 520万円

では2つの事例を見てみましょう。

★Aさんの場合（世帯の75歳以上は本人のみ）

- ① Aさんの平成21年の住民税の課税所得は、160万円でした。これは145万円以上なので、ひとまず3割負担と判定されました。
- ② Aさんの平成21年の収入は、342万円でした。これは383万円に満たないので、「確定申告書の写し」を添付して申請書を提出したところ、ようやく1割負担に変更されました。

★Bさんの場合（世帯の75歳以上は夫婦2人）

- ① Bさんの平成21年の住民税の課税所得は、20万円の配当所得も含めて150万円でした。これは145万円以上なので、ひとまず3割負担と判定されました。
- ② Bさん夫婦の平成21年の年金収入は、520万円に満たなかったので、役所の窓口に、1割負担に変更してもらうように掛け合いました。

ところが、この判定をする収入には株式の譲渡収入なども含まれるため、Bさん夫婦の収入は520万円以上あり、1割負担にはなりませんでした。

Bさんは、配当控除を受けるために確定申告をしたのですが、申告時には株式の取引を申告書に記載しなければならず、その結果、取引による損得に関係なく、「株を売った金額」だけがここでいう収入に上乗せされてしまいました。

Bさんの場合、証券会社の特定口座で株の売買についての源泉徴収が済んでいたので、確定申告をする義務はなく、数千円の税金の還付を受けようと申告したばっかりに、3割負担になってしまったのです。ちなみに、役所から届いた「負担割合についてのお知らせ」には以下のように記載されていました。

「収入の判定には、利子収入・配当収入・給与収入・公的年金等収入・年金等以外の雑収入・不動産収入・事業収入・譲渡収入・一時収入が含まれます。（必要経費、公的年金等控除額、給与所得控除額等を差し引く前の金額です。）」

判定に経費や控除額を考慮しないなんて、何ともおかしな制度ですが、それをあらかじめ知つていれば、結果が違っていたことでしょう。医療費の自己負担がこれまでの3倍にもなると、多少のことでは受診を控えてしまう高齢者もいるのではないかでしょうか。現在の制度では、自分が申請対象者に該当するかどうかの判断を、75歳以上の高齢者自身に求めているわけですが、意味が理解できない人、理解できても申請書の記入や提出が困難な人、あるいは相談できる相手がない人もたくさんいることでしょう。もう少し加入者側の目線に立った制度の運用ができるものでしょうか。高齢者を支える様々な立場の人たちも、制度をよく理解し、自己負担割合の判定に注意を払う必要があるようです。

行事予告 連続法律講座

毎回好評の法律講座。次回のテーマはご要望の多かったふたつです。

1月29日（土） 社会保険労務士による「年金定期便のよみ方と年金のしくみ」
(終了後女子会開催予定)

4月16日（土） 税理士による「相続税と贈与税」

つるま法律俱楽部会員無料法律相談

◎相談受付 土・日・祝を除く、10時から17時

(事前に電話予約をしてください。弁護士の日程によりすぐにご相談をお受けできない場合
がございますので、ご了承下さい。時間外の相談については、予約の際にお尋ね下さい。)

◎電話相談 簡単で短時間の相談は電話も可

※鶴舞総合法律事務所は第1・第3土曜日の法律相談を始めました。

低山歩こう会

去る10月25日やっと能郷白山へ行くことができました。能郷白山は18年前、会発足記念山行の地で、当時の思い出話に花が咲きました。2011年の年間計画をお知らせします。

2月27日 道樹山・弥勒山（愛知） 3月27日 藤原岳（三重）

5月21日～22日 大台ヶ原（奈良） 7月24日 車山・霧ヶ峰（長野）

10月23日 夜叉が池（岐阜） 11月27日 五井山（愛知）

花の山、豪華夕食付、足慣らしハイキング、温泉付などそれぞれ趣向があります。山歩きを楽しみたい方お気軽に事務局までお知らせください。山行はマイクロバスまたは公共交通機関を利用します。

つるま法律俱楽部会費納入のお願い

つるま法律俱楽部は毎年6月から新年度になります。

今年度の会費が未納の方には、郵便局の振込用紙を同封させて頂きますので年会費3000円の納入をよろしくお願い致します。

尚、住所変更、退会等はご連絡をお願いします。

つるま法律俱楽部は、郵便局通帳からの会費の自動引き落としを行っています。手数料、手間等の軽減になりますので、ぜひご利用ください。

ご案内

4階会議室（最大25名程度）が地域や俱楽部会員の皆様にご利用いただけるようになりました。
利用申込は事務局まで。

年末年始休業のご案内

12月29日から1月5日まで。1月6日より通常業務いたします。（両事務所とも）

〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地 エスティプラザ御器所4F

鶴舞総合法律事務所

TEL (052) 852-1220

FAX (052) 852-1227

小野万里子法律事務所

TEL (052) 852-1336

FAX (052) 858-3851